

○磐田市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要綱

平成22年3月23日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、市が発注する建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者(随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下「入札参加者」という。)の選定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 磐田市内に主たる営業所を有する建設業者
- (2) 準市内業者 磐田市内に主たる営業所以外の営業所を有する建設業者
- (3) 特例市内業者 前号のうち、市長が別に定める条件を満たしている者
- (4) 市外業者 磐田市外に営業所を有する建設業者

(入札参加資格の審査)

第3条 入札参加資格の審査は、競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年磐田市告示第34号)の規定に基づき提出された建設工事入札参加資格審査申請書により、総合数値を算定することにより行うものとする。

(等級の格付)

第4条 等級の格付は、次に掲げる基準に基づき行うものとする。

等級	土木一式工事	下水道工事	建築一式工事
Aランク	800点以上	800点以上	730点以上
Bランク	799点以下	799点以下	729点以下

2 前項の格付は、市内業者、準市内業者及び特例市内業者について行うものとする。ただし、市外業者については、必要に応じて行うものとする。

(総合数値の算定方法)

第5条 総合数値は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項別表第一に基づく建設工事の種類ごとに算定するものとし、法第27条の23に規定する経営

事項審査の総合評定値(以下「総合評定値」という。)を基礎数値として、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 建設業者の土木一式工事、下水道工事及び建築一式工事の総合数値

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} \times \text{主観点数}(1 + D / 100)$$

D: 2年間の平均工事点数による補正值(合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被継承者のもの)

- (2) 経常建設共同企業体の土木一式工事、下水道工事及び建築一式工事の総合数値

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} \times \text{主観点数}$$

$$\text{総合評点} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X1: 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(以下「経審」という。)に記載される各構成員の工事種類別年間平均完成工事高の和から算定される評点

X2: 経審に記載される各構成員の自己資本額及び利益額の和から算定される評点

Y: 各構成員の経審に記載される評点の平均から算定される評点

Z: 経審に記載される各構成員の技術職員数の和から算定される評点

W: 各構成員の経審に記載される評点の平均から算定される評点

(入札参加者の選定等)

第6条 入札参加者の選定等については、当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者のうちから、地域的条件、工事手持量、工事経歴、工事成績、技術者数及び経営内容等を勘案して行うものとする。

(指名競争入札等における指名定数)

第7条 指名競争入札及び随意契約における入札参加者の指名定数は、次に掲げる予定価格の区分に応じたものとする。

予定価格	指名定数
130万円以下	3社
130万円超	5社以上

(準用)

第8条 この告示は、建設業関連業務委託について準用する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。